

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制の特例措置の概要 | 所管省庁 |
|------|---|--|---|-------|
| 412 | 事務処理特例条例に基づく事務移譲における国との協議等の都道府県経由手続の廃止 | 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第252条の17の3第3項 | 条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に移譲された事務権限につき、当該事務権限を規定する法令において国の行政機関への協議又は許認可等の申請等が規定されている場合について、都道府県を経由せず市町村が直接国の行政機関に対し協議又は許認可等の申請等を行うことができるよう措置する。 | 総務省 |
| 834 | 学校施設の整備・管理に関する権限の移譲 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第2号、第7号 | 現行制度上、学校施設の整備・管理に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。 | 文部科学省 |
| 1145 | 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充 | 経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第24条 | 現行の特例措置1131(1143)において、e-ラーニングによる講座の実施が可能であることを明示するよう措置する。 | 経済産業省 |
| 1146 | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の拡充 | 経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年3月28日経済産業省令第39号)第25条 | 現行の特例措置1132(1144)において、e-ラーニングによる講座の実施が可能であることを明示するよう措置する。 | 経済産業省 |

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 規制改革の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|-----------------------------|---|--|---------|-------|
| 607 | 短期滞在査証の申請における身元保証書の免除 | 外務省設置法(平成11年7月16日法律第94号)第4条第13項 | 中国人、ロシア・NIS諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・NIS諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。 | 平成19年度中 | 外務省 |
| 835 | 文化・スポーツに関する権限の移譲 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第13号、第19号 | 現行制度上、文化・スポーツに関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置する。 | 平成18年度中 | 文部科学省 |
| 836 | 教育委員会の委員数の弾力化 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第3条 | 現行制度上、教育委員の数については、原則5名とされているところ、これを地方公共団体の判断により柔軟に定めることができるよう検討し、措置する。 | 平成18年度中 | 文部科学省 |
| 837 | 社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合の規制緩和 | 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第13条 | 現行制度上、地方公共団体が社会教育団体へ補助金を交付する場合は「社会教育委員の会議」の意見を聴かなければならないところ、当該会議の実施形態として、社会教育分野の審議会に社会教育委員が参画する形態も含まれるような柔軟な運用が可能となるよう措置する。 | 平成18年度中 | 文部科学省 |

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

| 番号 | 事項名 | 規制の根拠法令等 | 検討の概要 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|--|---|---|-------------------|-------|
| 504 | 在留資格「投資・経営」で入国・在留する者のうち、高度人材に係る在留期間の伸長 | 出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2 | 内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等における入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについての検討結果及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする外国人研究者、外国情報処理技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。 | 平成18年度中に結論 | 法務省 |
| 801 | 中核市等の市町村教育委員会への教職員人事権の移譲 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第37条 | 現行制度上、教職員の人事権は都道府県・指定都市教育委員会にあるが、中核市等の地方公共団体の教育委員会に移譲できるよう、その条件や範囲を含め具体的内容を検討する。 | 平成18年度中に結論 | 文部科学省 |
| 802 | 社会教育に関する権限の移譲 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第23条第12号 | 現行制度上、社会教育に関する事務については、教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保等に留意しつつその条件や範囲を含め具体的内容を検討する。 | 平成18年度中に措置できるよう結論 | 文部科学省 |
| 803 | 専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定 | 教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年10月27日文部省令第26号)第27条、第28条第1項 | 現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。 | 平成18年度中に結論 | 文部科学省 |